

# 令和3年度 市民税・県民税申告書の手引き

この「申告書の手引き」は、「令和3年度（令和2年分）市民税・県民税申告書」の記載方法等について説明しています。申告書の該当欄に必要事項を記載し、ご提出ください。

申告期限：令和3年3月15日（月）

※令和3年1月1日現在、下田市に住所がある方が対象です。  
他市区町村に住所があった方は、その市区町村にご確認ください。

はい：————→  
いいえ：-----→

確定申告をしますか？  
はい → 申告不要です  
いいえ ↓

昨年中に収入(1円以上)はありましたか？  
いいえ → 市県民税の申告が必要です  
はい ↓

収入は遺族・障害年金、失業給付等の非課税となる所得のみでしたか？  
はい → 市県民税の申告が必要です  
いいえ ↓

給与所得がありますか？  
はい → 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていますか？  
いいえ ↓

勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていますか？  
はい → 市県民税の申告が必要です  
いいえ → 勤務先に提出先自治体をご確認ください。

公的年金を受給していますか？  
はい → 公的年金の支払い報告書が市役所に提出されていますか？  
いいえ ↓

公的年金の支払い報告書が市役所に提出されていますか？  
はい → 市県民税の申告が必要です  
いいえ → 公的年金の支払機関等に提出先自治体をご確認下さい。概ね2月中旬以降であれば市役所でも確認できる場合があります。

営業・農業・漁業・不動産賃貸等の収入はありますか？  
いいえ → 申告不要です  
はい ↓

給与以外の所得の合計額が20万円を超えていますか？  
はい → 所得税の確定申告が必要です  
いいえ ↓

所得税の確定申告が必要です  
市県民税の申告が必要です

※重要※  
「特別定額給付金」や「子育て世帯への臨時特別給付金」は収入には含まれません。「持続化給付金」や「雇用調整助成金」は事業所得等に区分されるため、収入として計上する必要があります。その他の給付金等については、支給元団体にご確認ください。

【★ご注意ください★】

- 所得や控除の大きさ、扶養親族の数、障害者や寡婦、ひとり親に該当するなどの事情により、必ずしも本フローどおりにはなりません。
- 2ヶ所以上から給与や年金を得ている方は原則申告が必要です。
- 昨年中に退職し再就職した方は、前職分を含めた年末調整をしていない場合には申告が必要です。
- 給与所得者または公的年金受給者で「追加する控除」がある場合には申告が必要です。
- 分離申告となる所得がある方などは、所得税の確定申告が必要となる場合があります。

※詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。

【公的年金所得者の特例】  
※公的年金等の収入が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要です。ただし、市県民税の控除の適用を受けるためには、市県民税申告が必要な場合があります。所得額や控除の内容によって異なりますが、市県民税申告をすることによって市県民税額が小さくなる場合があります。

【市県民税申告に関する問合せ先】  
〒415-8501  
静岡県下田市東本郷一丁目5番18号  
下田市役所 税務課 市民税係（9番窓口）  
電話：0558-22-2218

【確定申告に関する問合せ先】  
〒415-8515 静岡県下田市六丁目3番26号  
下田税務署  
電話：0558-22-0185(音声案内)  
※自動音声により案内しておりますので、確定申告(所得税・消費税・贈与税)に関するお問い合わせは、「0」を選択してください。

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」

⑫医療費控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費(※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例と選択適用)※医療費控除明細書の添付必須
⑬社会保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料など
⑮生命保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の家族を受取人とする一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の支払額※控除証明書添付
⑯地震保険料控除	所有する家屋などを保険の目的とし損害保険契約等に係る地震損害部分に基づいて支払った保険料※控除証明書添付
⑰寡婦控除 ⑱ひとり親控除	夫と死別・離別後婚姻していない方、又は夫が生死不明な方などで、所得や扶養親族の有無などの条件を満たす方(寡婦控除) 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する方で、所得などの条件を満たす方(ひとり親控除)
⑲勤労学生控除	あなたが学生や生徒で、合計所得金額75万円以下かつ給与所得等以外の所得が10万円以下の場合
⑲障害者控除	あなたや同一生計配偶者(※1)、扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)が障害者である場合
⑳配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合(※2)
㉑配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の場合、配偶者の合計所得金額の欄へ記入してください。
㉒扶養控除	あなたと生計を一にする親族(16歳以上)で、合計所得金額が48万円以下の場合(※2) ※別居の場合は、別居にチェックを付け、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」へ記入してください。 ※国外に居住している場合は、親族関係書類及び送金関係書類の添付又は提示が必要です。
16歳未満の扶養親族	あなたと生計を一にする親族(16歳未満)で、合計所得金額が48万円以下の場合※16歳未満の扶養親族は、控除対象外となりますが、扶養の人数に加えられます。(※2)

※1  
同一生計配偶者とは・・・納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超え、かつ配偶者の合計所得が48万円以下の場合、配偶者控除の適用は受けることができませんが、扶養の人数に数えられ、配偶者が障害者である場合、障害者控除の適用を受けることができます。ただし、同一生計配偶者とする配偶者を他の納税義務者が扶養親族として重複して扶養にとることはできません。

※2  
生計を一にする親族を配偶者控除又は扶養控除、16歳未満の扶養親族にとる場合、ひとりの被扶養者に対して他の納税義務者と重複して扶養にとることはできません。

**【各種資料の添付】**  
給与や年金の源泉徴収票、各種控除を証明する書類は、「申告書」にホチキス止めで添付してください。  
※クリップ止めの場合、書類が外れ紛失するおそれもあるため、必ずホチキス止めで提出してください。

記載例

表面

**令和3年度 市民税・県民税申告書**

整理番号	市確認欄	課税システム	届出システム	情報連携								
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
電話番号	0538-22-2218											
出生年月日	年	月	日	フリガナ	シモダ タロウ	生年月日	世帯主氏名	続柄				
3	2	16	氏名	下田 太郎		S32.11.11	下田 太郎	本人				
上場株式等の配当所得等	申告不要	申告分離	総合	代理人	印	本人との関係						
上場株式等の譲渡所得等	申告不要	申告分離										
特定公社債等の利子所得	申告不要	申告分離										
※特定口座源泉有に限る												

**3 所得から差し引かれる金額に関する事項**

⑪	A 損害金額	B 補填される金額	差し引かれる金額(A-B)	うち災害関連減額
⑫	医療費控除	170,000	20,000	
⑬	国民健康保険料	80,000	20,000	160,000
	後期高齢者医療保険料			
⑭	介護保険料			260,000
⑮	新生命保険料の計	60,000		170,000
	旧生命保険料の計			
⑯	新個人年金保険料の計			200,000
	旧個人年金保険料の計			
⑰	介護医療保険料の計	60,000		
	地震保険料の計	70,000		110,000
⑱	寡婦控除			
	ひとり親控除			
⑲	障害者控除			
	特別・普通			
⑳	配偶者控除	250,000		
	配偶者特別控除			
㉑	扶養控除			
	扶養親族			
㉒	基礎控除			
	合計			1,200,000

※網かけ部分は、記入しないでください。

「1 収入金額等」及び「2 所得金額」

営業・農業・不動産	営業(漁業含む)・農業・不動産所得がある方は、収支内訳書を作成し添付してください。
給与	源泉徴収票を添付してください。源泉徴収票がない方は、申告書裏面の「6 給与と所得の内訳」欄を記入してください。
雑(公的年金)	国民年金・厚生年金・各種共済年金・企業年金等の源泉徴収票を添付してください。遺族年金、障害年金は非課税の年金になりますので申告する必要ありません。
雑(その他)	個人年金等がある方は証明書を添付のうえ、申告書裏面の「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄を記入してください。
総合譲渡	ゴルフ会員権や船舶、漁業権等の資産を売却した場合は譲渡所得になります。資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により、短期と長期に分けられます。申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を記入してください。
一時	生命保険の満期保険金や損害保険の満期返戻金、中途解約返戻金は一時所得になります。証明書を添付のうえ、申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を記入してください。

☆給与と所得の求め方

給与等の収入額の合計(A)	計算式又は給与と所得金額(円)	
～550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	A-550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000	
1,628,000円～1,799,999円	A÷4=B	B×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	※Bは千円未満の端数切捨て	B×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円		B×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A×0.9-1,100,000円	
8,500,000円～	A-1,950,000円	

☆公的年金等の雑所得の求め方※

65歳未満の方(昭和31年1月2日以降生まれ)

公的年金の収入額の合計(C)	計算式又は雑所得金額(円)
～600,000円	0円
600,001円～1,300,000円	C-600,000円
1,300,001円～4,100,000円	C×0.75-275,000円
4,100,001円～7,700,000円	C×0.85-685,000円
7,700,001円～10,000,000円	C×0.95-1,455,000円
10,000,001円～	C-1,955,000円

65歳以上の方(昭和31年1月1日以前生まれ)

公的年金の収入額の合計(C)	計算式又は雑所得金額(円)
～1,100,000円	0円
1,100,001円～3,300,000円	C-1,100,000円
3,300,001円～4,100,000円	C×0.75-275,000円
4,100,001円～7,700,000円	C×0.85-685,000円
7,700,001円～10,000,000円	C×0.95-1,455,000円
10,000,001円～	C-1,955,000円

※公的年金等の雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合です。1,000万円以上の方は、直接お問い合わせください。

★所得金額調整控除について

次の(1)若しくは(2)のいずれか、又は両方に該当する場合は、所得金額調整控除が適用されますので、該当する場合は、申告書の「2 所得金額」の「給与⑥」は記入せず空欄のまま提出してください。

- (1)給与等の収入金額が850万円を超え、本人、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、又は23歳未満の扶養親族がいる場合
- (2)給与と所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与と所得と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞	与	等			円
合	計				円
勤	務	先	所	在	地
勤	務	先	名		
電	話	番	号		

「6 給与所得の内訳」  
給与所得者で源泉徴収票  
を取得することが出来ない  
場合は、雇用主からの給与  
支払証明書を添付するか、  
この欄に明細を記入してくだ  
さい。

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡		収入金額		必要経費		特別控除額		所得金額	
短期	長期	円	円	円	円	イ	ロ	ハ	ニ
									ニ 合計イ+{(ロ+ハ)×1/2}

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のクに、ハの金額を表面のサに記入してください。  
右のニの金額を表面の②の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

氏 名	続 柄	生 年 月 日	従 事 月 数	専 従 者 給 与 (控 除) 額
個人番号	明・大昭 平・令			円
	明・大昭 平・令			
	明・大昭 平・令			
	明・大昭 平・令			
合 計 額				
所得税における青色申告の承認の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

扶養親族が「別居」の場合記入

14 寄付金に関する事項

都道府県、市区町村分	住 所 地 の 共 同 募 金 会 日 赤 支 部 分	条 例 指 定 分
		都道府県 市区町村

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。  
「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏 名	住 所

【収入がなかった場合】  
令和2年中に収入のなかつた人は、①から⑤の該当番号を丸で囲んでください。

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額
円	円

15 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額
		円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
技術等海外取引に係る所得の特別控除		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)
		円
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		

16 所得金額調整控除に関する事項

氏 名	続 柄	生 年 月 日	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所
個人番号	明・大昭 平・令		級 度	

17 収入がなかった方の記載欄

昨年中に収入がなかった方でも申告してください。申告していただくことにより、各種証明書(所得・非課税証明)の発行や国民健康保険税等の資料になります。

収入がなくても生活できた理由または収入がなかった理由を①～⑤の該当する項目を○で囲み、右の◆を記入してください。

①扶養・援助 ◆扶養又は援助を受けていた場合 住所 \_\_\_\_\_  
(扶養していた方の) 氏名 \_\_\_\_\_  
◆学生の場合 学校名 \_\_\_\_\_

②障害年金 ③遺族年金 ④生活保護

⑤その他 ◆貯金の引き出し ◆退職金 ◆病気・入院 ◆( )

【申告書の用紙】

市民税・県民税の申告書は下田市役所税務課⑨窓口を設置してあります。また、下田市ホームページからもダウンロードできます。

申告書の提出は郵送でも可能です

申告書表面の住所・氏名・電話番号の欄を間違いないように記入し、下田市役所税務課まで送付してください。申告書提出後、申告内容について質問させていただく場合がありますので、ご了承ください。

【市民税・県民税申告における注意点】

市民税・県民税の申告では、所得税の還付を受けることはできませんのでご注意ください。  
提出していただいた申告書の所得や控除の内容によっては、所得税の確定申告が必要となる場合があります。  
所得税の確定申告に関することは税務署までお問い合わせください。下田税務署 0558-22-0185  
なお、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内にしたがって入力するだけで確定申告書を作成することができます。ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>